

【資料第6号】  
子ども家庭部児童相談課

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の  
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の一部改正に伴い、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第46号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第14条（虐待等の禁止）

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(2) 第22条（児童指導員の資格）

資格要件に「子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加する。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第十三条（略）  (虐待等の禁止)  第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第三十三条の十第一項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第一条から第十三条（略）  (虐待等の禁止)  第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第三十三条の十各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第十五条から第二十一条（略）  (児童指導員の資格)  第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。 一から三（略）	第十五条から第二十一条（略）  (児童指導員の資格)  第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。 一から三（略）

三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

四から十 (略)

第二十三条から第三十六条 (略)

付 則

この条例中第十四条の改正規定は公布の日から、第二十二条第三号の次に一号を加える改正規定は令和八年三月一日から施行する。

(新設)

四から十 (略)

第二十三条から第三十六条 (略)